



## 2 法令等の手続きについて

## 2 法令等の手続きについて

**(1) 自然公園（県立自然公園区域）について**

**(2) 森林法（保安林の解除）について**

## 2 法令等の手続きについて

### ◆自然公園とは

自然公園制度は、日本の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健・休養・教化に資することを目的としており、自然公園には国立公園・国定公園・都道府県立自然公園が含まれる。

区分	指定者	指定の要件	根拠法令	行政的管理運営者
国立公園	環境大臣	同一の風景型式中、我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であること。	自然公園法	環境省
国定公園	環境大臣	国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること。	自然公園法	県
都道府県立自然公園	知事	都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景であること。	県条例	県

**県立自然公園四国カルスト**

## 2 法令等の手続きについて

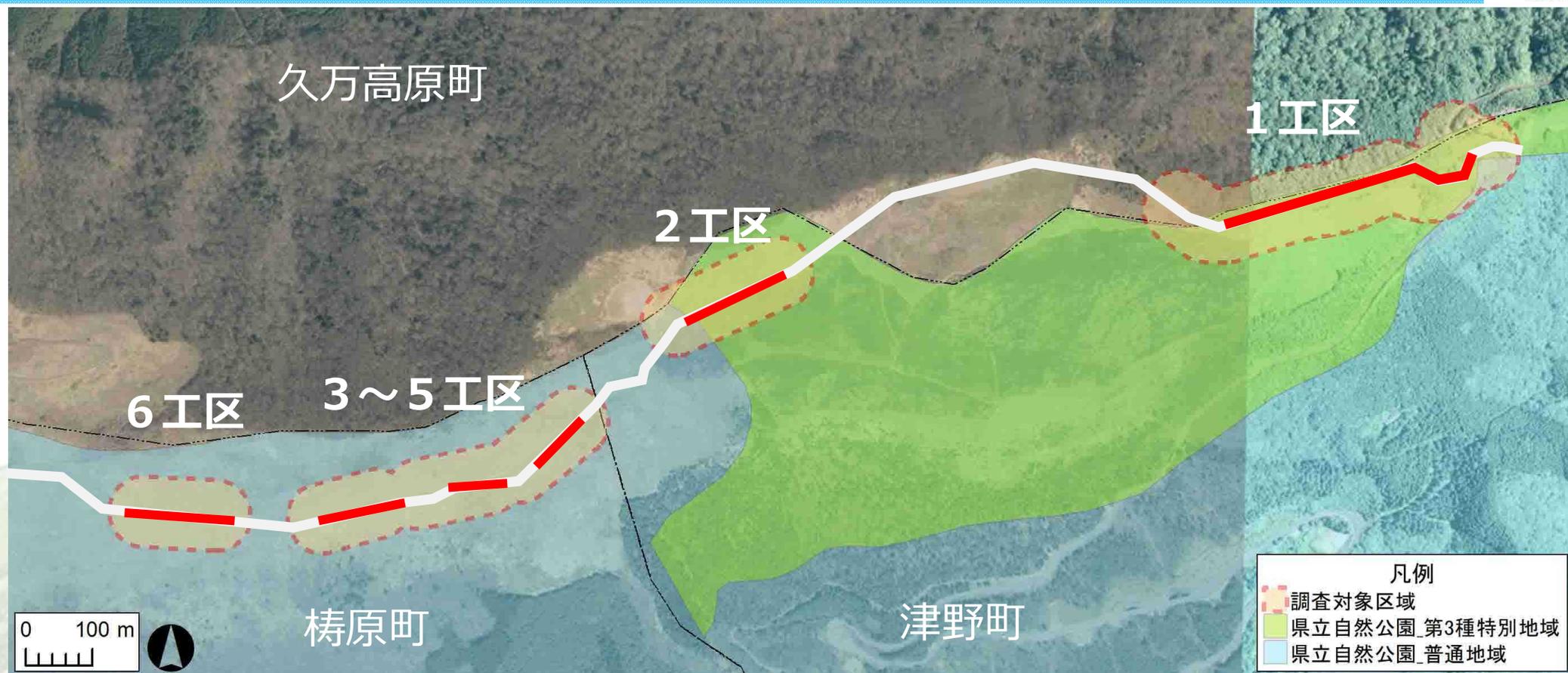
### (1) 自然公園区域区分について

地種区分	解説	備考
特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制されます。	許可制
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。	許可制
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。	許可制
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。	許可制
海中公園地区	熱帯魚、サンゴ、海藻などの生物や、海底地形が特にすぐれている地区。	許可制
普通地域	特別地域や海中公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海中公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。	届出制

津野町

津野町  
梶原町

# (1) 自然公園区域について



- 1工区 : 第3種特別地域
- 2工区 : 第3種特別地域+普通地域
- 3~6工区 : 普通地域

# (1) 自然公園区域について



## ● 特別地域内（1工区、2工区（一部））

① 工作物の新(改, 増)築許可申請書

② 土地の形状変更許可申請書

※高知県立自然公園条例第20条第4項により

## ● 普通地域内（2工区（一部）、3～6工区）

① 土地の形状変更届出書

※高知県立自然公園条例第22条第1項により

当該行為地を管轄する  
市町村（津野町、梶原町）  
へ提出

# (1) 自然公園区域について

## ●参考 (高知県立自然公園条例)

### (特別地域)

第20条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 知事は、前項の特別地域（以下「特別地域」という。）の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

3 第5条第2項及び第3項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

4 特別地域内においては、次に掲げる行為は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければ、これをしてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 木竹を伐採すること。

(3) 知事が指定する区域内において、木竹を損傷すること。

(4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置すること。

(7) 屋外において、土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

(8) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(9) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。

### (普通地域)

第22条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

(1) その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること。（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。）

(2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(3) 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置すること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においてする場合を除く。）。

(6) その規模が規則で定める基準を超える土地の形状を変更すること。

#### ※1

知事が定める基準（面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛り土を伴わないもの）を超える土地の形状を変更すること

# (1) 自然公園区域について

## 申請書

### ● 第3種特別地域内（1工区、2工区（一部））

- ① 工作物の新(改, 増)築許可申請書
- ② 土地の形状変更許可申請書

※高知県立自然公園条例第20条第4項により

### 申請手続きフロー

申請  
資料作成

※委託業務で  
行う作業  
(約3カ月)

許可申請  
(津野町)

※許可申請から  
許可までの期間  
(約2週間)

許可

## 届出書

### ● 普通地域内（2工区（一部）、3～6工区）

- ① 土地の形状変更届出書

※高知県立自然公園条例第22条第1項により

### 届出手続きフロー

届出  
資料作成

※委託業務で  
行う作業  
(約3カ月)

届出  
(津野町・梶原町)

## (2) 森林法（保安林解除）について

### ◆保安林とは

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

保安林の種類はその指定の目的により**17種類**ある

- ・ 水源かん養保安林、防風保安林、保健保安林など

## (2) 森林法（保安林解除）について



水源かん養保安林と保健保安林の兼種保安林

## (2) 森林法（保安林解除）について

### ◆ 水源かん養保安林

流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を高度に保ち、洪水を緩和したり、各種用水を確保したりします。  
(農林水産大臣が権限者)



石川県加賀市

### ◆ 保健保安林

森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献します。  
(都道府県知事が権限者)



群馬県みなかみ町

## (2) 森林法（保安林解除）について



### ● 水源かん養保安林兼保健保安林（1工区、2工区）

#### ① 保安林解除申請書

※森林法第27条第1項により



所管する林業事務所  
(須崎林業事務所) へ提出

## (2) 森林法（保安林解除）について

### ● 参考（森林法第26条、第27条）

（解除）

**第二十六条** 農林水産大臣は、保安林（民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条第三項及び第四項の規定を準用する。

**第二十六条の二** 都道府県知事は、民有林である保安林（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条の二第三項の規定を準用する。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該保安林が、第一号に該当するとき、又は第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、第二号に該当するときは、農林水産大臣の同意を得なければならない。

一 第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林で、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする面積が政令で定める規模以上であるもの

二 その全部又は一部が第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事若しくは同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林

（指定又は解除の申請）

**第二十七条** 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。

2 都道府県知事以外の者が前項の規定により保安林の指定又は解除を農林水産大臣に申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林水産大臣に進達しなければならない。但し、申請が第一項の条件を具備しないか、又は次条の規定に違反していると認めるときは、その申請を進達しないで却下することができる。

# (2) 森林法（保安林解除）について

## 申請書

### ● 水源かん養保安林（1工区、2工区）

#### ① 保安林解除申請書

※森林法第27条第1項により



## 申請書

### ● 保健保安林（1工区、2工区）

#### ① 保安林解除申請書

※森林法第27条第1項により

